同条第四項の規定によって算定した額の合算額を控除した額とする。」とし、同項の算式の符号A中「第49条の規定によって算定した基準財政需要額」とあるのは、「附則第19条の16第9項の規定の適用がないものとした場合における第49条の規定によって算定した基準財政需要額」とし、同項の算式の符号B中「前条までの」とあるのは、「法附則第6条の2の適用がないものとした場合における前条までの」とする。

9　平成二十九年度における附則第十九条の十四第十一項、第十九条の十四の二第十一項及び第十九条の十五第九項の規定により読み替えられた第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「合算額」とあるのは、「合算額から附則第十九条の十六第三項の規定によって算定した額及び同条第四項の規定によって算定した額の合算額を控除した額」とする。

［10　略］

（沖縄の地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定方法の特例）

第二十条　法附則第九条の規定に基づく沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村（以下「沖縄の地方団体」という。）に対して交付すべき平成二十九年度分の普通交付税の額の算定方法の特例については、次項以下に定めるところによる。

［2　略］

3　沖縄県の区域内の市町村のうち附則別表第十四に掲げるものの「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅲ係数は、第十条第二十項及び第十一条第一項第四号の規定にかかわらず、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

算式

$$A \times (B / C) \times [\{(D - C) / C\} \times 0.6 + 1] + \{(E \times 42 + 500) / (C \times 1.82)\} + F$$

B／Cが7.50を超えるときは7.50とし、D－Cが負数となるときは0とし、（D－C）／C、｛（D－C）／C｝×0.6又は（E×42＋500）／（C×1.82）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　当該市町村の附則別表第十四に定める級地による補正率ア

B　当該市町村の人口に別表第一に定める普通態容補正Ⅲ係数の人口段階ごとのそれぞれの率を乗じて得た数の合計数

C　当該市町村の人口

D　当該市町村の平成22年人口

E　当該市町村の区域に属する島しょのうち当該市町村の事務所（支所及び出張所を除く。）が所在しない島しょ（当該事務所と陸路続きのものを除く。）の人口

F　当該市町村の附則別表第十四に定める級地による補正率イ

（特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額の算定方法の特例）

第二十一条　法附則第九条の二の規定に基づく東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項で定める特定被災地方公共団体（以下この条において「特定被災地方公共団体」という。）に対して交付すべき平成二十九年度

同条第四項の規定によって算定した額の合算額を控除した額とする。」とし、同項の算式の符号A中「第49条の規定によって算定した基準財政需要額」とあるのは、「附則第19条の16第9項の規定の適用がないものとした場合における第49条の規定によって算定した基準財政需要額」とし、同項の算式の符号B中「前条までの」とあるのは、「法附則第6条の2の適用がないものとした場合における前条までの」とする。

9　平成二十八年度における附則第十九条の十四第十一項、第十九条の十四の二第十一項及び第十九条の十五第九項の規定により読み替えられた第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「合算額」とあるのは、「合算額から附則第十九条の十六第三項の規定によって算定した額及び同条第四項の規定によって算定した額の合算額を控除した額」とする。

［10　同上］

（沖縄の地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定方法の特例）

第二十条　法附則第九条の規定に基づく沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村（以下「沖縄の地方団体」という。）に対して交付すべき平成二十八年度分の普通交付税の額の算定方法の特例については、次項以下に定めるところによる。

［2　同上］

3　沖縄県の区域内の市町村のうち附則別表第十四に掲げるものの「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅲ係数は、第十条第十九項及び第十一条第一項第四号の規定にかかわらず、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

算式

$$A \times (B / C) \times [\{(D - C) / C\} \times 0.8 + 1] + \{(E \times 39 + 500) / (C \times 1.91)\} + F$$

B／Cが7.50を超えるときは7.50とし、D－Cが負数となるときは0とし、（D－C）／C、｛（D－C）／C｝×0.8又は（E×39＋500）／（C×1.91）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　当該市町村の附則別表第十四に定める級地による補正率ア

B　当該市町村の人口に別表第一に定める普通態容補正Ⅲ係数の人口段階ごとのそれぞれの率を乗じて得た数の合計数

C　当該市町村の人口

D　当該市町村の平成22年人口

E　当該市町村の区域に属する島しょのうち当該市町村の事務所（支所及び出張所を除く。）が所在しない島しょ（当該事務所と陸路続きのものを除く。）の平成22年人口

F　当該市町村の附則別表第十四に定める級地による補正率イ

（特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額の算定方法の特例）

第二十一条　法附則第九条の二の規定に基づく東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項で定める特定被災地方公共団体（以下この条において「特定被災地方公共団体」という。）に対して交付すべき平成二十八年度